

改正欧州特許条約（その1）

ヨアヒム・ホック*
ダニエレ・スキューマ**
大塚康徳（監修）***

抄録 欧州特許条約（EPC）は施行の約30年後、2000年11月にミュンヘンで開かれた改正会議で広範囲に亘って改正された。その結果としてのEPC2000は遅くとも2007年12月13日迄に発効し、過去に有効であることが証明された制度の基本的特徴を維持しつつ、欧州の特許制度を近代化するための広範囲の法改正を含むようになった。

EPC2000の新法規定は、その発効後に出願される全ての欧州特許出願に適用されるが、その時点で既に係属中に出願および既に付与された特許に関しては、経過規定で特定される範囲で適用される。新法においては、欧州出願を日本語で出願し、その後、公用語への翻訳文を提出することが可能になる。また、第2およびさらなる医療用途に関する状況が明確にされ、そして付与された特許のEPOでの訂正が一括的に各国に及ぶ中央的な限定手続を導入し、特定の状況下で審判部による審決の法的審査を認める「再審理請求」と呼ばれる新たな法的救済を確立した。

目次

1. はじめに
2. EPC改正の要旨
3. 実体法の問題
 3. 1 EPC第52条(1)「特許可能な発明」
 3. 2 EPC第52条(2)「ソフトウェア関連発明」
 3. 3 EPC第52条(4), 第53条「特許性の例外」
 3. 4 EPC第54条(3), (4)「後願排除権」
 3. 5 新EPC第54条(4), (5)「第1および第2医療用途」
 3. 6 「保護の範囲」：EPC第69条とその解釈に関するプロトコル
 3. 7 EPC第80条「出願日」
 3. 8 EPC第87条「優先権」
(以上, 本号掲載)
4. 手続法の問題
 4. 1 EPC第14条「欧州特許庁の言語」
 4. 2 EPC第22条および新EPC第112条a「拡大審判部による再審理の請求」
 4. 3 新EPC第105条a乃至c「限定手続」
 4. 4 EPC第101条「異議申立の審査」
 4. 5 EPC第121条「手続の続行」
 4. 6 EPC第122条「権利回復」
 4. 7 EPC第90条「明細書などの補完手続」
 4. 8 新規則53(3)条「優先権翻訳は不要」
5. EPC2000に関連する組織的な問題およびその他の問題
 5. 1 組織的な問題
 5. 2 その他の問題
6. 経過規定
7. 結論と展望
(以上, 7月号掲載)

1. はじめに

現在施行されている欧州特許の付与に関する条約（欧州特許条約，EPC）は締約国により1973年10月5日に採択され、全締約国の議会による批准後1977年10月7日に発効した。それ

* 弁理士(ドイツおよび欧州) Dr. Joachim HOCK

** 弁理士(ドイツおよび欧州) Dr. Daniele SCHIUMA

*** 大塚国際特許事務所 弁理士
Yasunori OHTSUKA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

降、医薬品および植物防疫剤の補足保護証明の63条への導入¹⁾および手続問題に関する幾つかの小さな訂正以外、EPCは殆ど改正が行われていない。

発効以降EPCは広く認められ、それは非常に多くの欧州出願の数に反映されている（2004年には187,000件、2005年には194,000件の欧州特許出願およびPCT出願経由で欧州出願が行われた²⁾）。2005年に行われた出願のうち、49.5%がEPCの締約国、25.4%が米国、そして16.7%が日本からの出願である。

また、技術の発展および国際法（条約）における発展がEPCの変化を必要とした。例えば、EPCをTRIPs協定³⁾および2000年に採択された特許法条約⁴⁾(PLT)に一致させる必要があった。

従って、2000年11月にミュンヘンで開かれた改正会議の際に、EPCは広範囲にわたって改正された。100以上の条項が訂正された（以下、EPC2000と略記）。基礎をなす考えは、過去に有効であると証明された制度の基本的特徴を維持しつつ、欧州の特許制度を近代化することであった。

改正会議の際、EPC2000は15の締約国による批准の2年後または全締約国による批准後効力が生じることに同意した。2005年12月13日、ギリシャが批准書を提出する15番目の締約国となり、よって、EPC2000は遅くとも2007年12月13日迄に発効することになった。新法規定はEPC2000の発効後に出願される全ての欧州特許出願に適用されるが、その時点で係属中に出願および既に付与された特許に関しては、経過規定で特定される範囲で適用される：次号の6章を参照。

以下では、2006年12月7日付で管理理事会⁵⁾の決定で採択されたEPC2000施行規則の対応す

る改正と改正会議に基づくEPCの法改正の最重要事項に関して、より詳細に説明する。

2. EPC改正の要旨

EPCの改正の目的は次の様なものである：

- 第一に、国際法における発展、特にTRIPs協定と特許法条約2000を考慮に入れる。
- 第二に、例えば、EPOにおける新しい中央限定手続を確立し、審判部の審決に対して限られた範囲内で再審理を可能にすることによって、ユーザー・コミュニティの理にかなった必要および切望に応える。
- 第三に、EPO中にとりわけBSET (Bringing Search and Examination Together：サーチおよび審査の統一化) システムの導入を可能にすることによって、EPOの仕事量に関して自身の需要を満たす。
- 第四に、不必要な要件を削除して一般的利益にかなうようにする（規制解除）。

最後に、EPCはその条項を合理化し、手続的なまたは行政的な性格の詳細の多くを施行規則に移行することによって、より高い順応性を持つ必要があった。

結果として、EPCの条項は次の意図をもって改正された。

- ・実体法に関する規定の導入
- ・手続的な問題に関する規定の導入
- ・EPOの組織的／制度的な問題に関する規定の導入

更に、将来的な技術的および法的発展を考慮して管理理事会⁶⁾によるより柔軟な修正を可能にするために、実体法および手続的な問題に関する多くの規定が、EPCから施行規則に移行された。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

3. 実体法の問題

3. 1 EPC第52条(1)「特許可能な発明」

EPC第52条(1)は、実体欧州特許法の基本的

規定における「技術」を法定化し、EPCの範囲を明確に定義し、そして特許保護を全ての種類の技術的発明に対して適用することを明確にするために、TRIPs協定の第27条(1)第1文に一致させた。

現行の表現	EPC2000の表現
第52条(1) 欧州特許は、産業上利用することができ、新規性がありかつ進歩性を有する発明に対して付与される。	第52条(1) 欧州特許は、新規性があり、進歩性を有し、かつ産業上利用することができるならば、全技術分野における発明に対して付与される。

従って、特許保護が技術分野における創造物に対するものであることが明確にされた。特許を受けるためには、請求される対象は、「技術的性格」を有し、より正確に言えば、「技術的教え」、すなわち特定の技術的手段を用いてどのように特定の技術的問題を解決するかに関して当業者に宛てられた指示を含まなければならない。しかしながら、現在「発明」の要件は「技術的発明」を意味すると理解されているので、この改正が法的状況に大きく影響を及ぼすことは無い。

物の治療方法、および人体または動物の診断方法は産業上利用することができる発明とはみなされないと規定する現行のEPC第52条(4)は(c)として新EPC第53条に組み込まれた。よって、これはEPC第53条(a)、(b)に規定される二つの特許性の例外の追加となる。

また、手術若しくは治療による人体または動

3. 2 EPC第52条(2)「ソフトウェア関連発明」

激しい議論の結果、会議では特許することができない発明のリストからコンピュータ・プログラムを削除しないことに同意した。従って、EPC第52条(2)、特に(c)は変更がなかった。

現行の表現	EPC2000の表現
第52条(2) 次のものは特に(1)にいう発明とはみなされない。 ... (c) 精神的な行為、遊戯または業務の遂行のための計画、法則および方法、並びにコンピュータ・プログラム。 ...	第52条(2) 次のものは特に(1)にいう発明とはみなされない。 ... (c) 精神的な行為、遊戯または業務の遂行のための計画、法則および方法、並びにコンピュータ・プログラム。 ...

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

よって、当分の間は、現行の法的な立場は変わることはない。会議での決定はこの分野における法的保護の将来に関して協議する過程を考慮するが、EPOおよびその審判部、また各国特許庁および裁判所の現行のプラクティスに挑むものでは決してない。今まで通り、コンピュータ利用発明に新規性があり、技術水準に対する進歩性を有する貢献があれば、特許を受けることができる。そのため、データ処理、あるいはビジネスの遂行のための技術的な手法は以前と同様に特許を受けることができる。これは、技術的解決の手法と非技術的概念を明確に区別する「発明」自体の概念から得られる。よって、技術的な性格を持たないコンピュータ・プログラムまたはビジネス・メソッドに特許を付与することはできない。従って、技術的性格を持ち、

先行技術に対して技術的に貢献するソフトウェア関連発明は、EPC第52条に基づいて現在、および今後も引き続き特許を受けることができる。

3.3 EPC第52条(4)、第53条「特許性の例外」

EPC第53条(a)は、TRIPs協定の第27条(2)およびバイオテクノロジー発明の法的保護に関するEC指令98/44/ECの第6条(1)に一致させられた。TRIPs協定およびEC指令は、公の秩序または道徳を保護するために「商業利用」を禁止しなければならない発明のみを特許性から除外する。よって現行のEPC第53条(a)で使用される言葉「公開」は、削除された。しかしながら、この削除はEPOプラクティスに対する変化を伴うものではない。

現行の表現	EPC2000の表現
<p>EPC第53条 欧州特許は次のものについては付与されない。 (a) その公開若しくは利用が公の秩序または道徳に反する虞のある発明。ただし、その利用が一部若しくは全部の締約国において法律または規則によって禁止されているという理由のみで、公の秩序または道徳に反しているとはみなされない。</p>	<p>EPC第53条 欧州特許は次のものについては付与されない。 (a) その商業利用が公の秩序または道徳に反する虞のある発明。ただし、そのような利用が一部若しくは全部の締約国において法律または規則によって禁止されているという理由のみで、公の秩序または道徳に反しているとはみなされない。</p>

更に、現行のEPC第52条(4)にいう治療方法および診断方法の除外は、現行のEPC第53条(a)、(b)で規定される2つの特許性の例外に追加された。これらの方法は公衆衛生のために特許性から除外されるので、EPC第53条(a)、

(b)、(c)で特許性の例外の3カテゴリーを纏め、そしてTRIPs協定の第27条(3)(a)と符合させるために、これらの発明を特許性の例外に含めるのが望ましいと考えられた。

現行の表現	EPC2000の表現
<p>EPC第52条 (4) 手術若しくは治療による人体または動物の治療方法、および人体または動物の診断方</p>	<p>EPC第53条 欧州特許は次のものについては付与されない。 (c) 手術若しくは治療による人体または動物の</p>

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

法は、(1)にいう産業上利用することができる発明とはみなされない。この規定は、これらの何れかの方法において使用するための生産物、特に物質または組成物には適用しない。

治療方法、および人体または動物の診断方法[...].この規定は、これらの何れかの方法において使用するための生産物、特に物質または組成物には適用しない。

3. 4 EPC第54条(3), (4)「後願排除権」

現行のEPC第54条(3)は二重特許を除外するために未公開の先願にelder rights⁷⁾を認め後願の新規性を否定している。しかし、EPC第54条(4)が、権利の衝突を回避するために必要最小限の範囲に、すなわち先願および後願出願の双方において指定された締約国に、第54条(3)に基づく先行技術としての効果を制限する。

当初は、欧州出願時に締約国が指定され、EPC第79条(2)に基づく指定国料金は出願の公開のかなり前に納付され、後願出願が公開されるまでにEPC第54条(3)に基づく先行技術を各締約国に対して決定することができた。

1997年の料金改正以降、出願時に全締約国を指定し、欧州サーチ・レポートの公開の告示から6ヶ月以内にEPC第79条(2)に基づいて実際に指定する締約国分指定国料金を納付することになった。現行のEPC規則23aに基づき、指定国料金が正規に納付された場合のみ欧州出願は所定の締約国においてEPC第54条(4)に基づく先行技術となる。これにより、EPC第54条(3)に基づいてどの国で先行技術となるかの確定時期が出願の公開から少なくとも6ヶ月遅れる。EPC第54条(4)に基づく先行技術が確定できる前に特許付与の準備を整えることが可能(審査完了)なので、法的不確実性および現実的な問題を引き起こしている。

更に、1999年に、指定国料金納付の上限が取り入れ⁸⁾、それにより7指定国料金を納付す

ると、出願時の全締約国が有効に指定され、料金が納付されたとみなされる。現在、殆どの出願が全締約国を指定して、EPC第54条(4)が出願人に対して利益をもたらすケースの数が大幅に減少されている。

従って、現行のEPC第54条(4)は削除され、EPC第54条(3)に該当する如何なる欧州出願もその公開時での全EPC締約国に対して効果的に先行技術を構成し、よって1997年の料金改正に派生する問題が排除できる。また、旧EPC規則87(新EPC規則138に対応)はそれに応じて改正され、旧EPC規則23aは削除された。

要するに、「後願排除権」は新EPC第54条(3)に規定されているように指定状況に関係なく考慮されるようになった。

3. 5 新EPC第54条(4), (5)「第1および第2医療用途」

現行のEPC第54条(5)によると、EPC第52条(4)の第1文に基づく治療方法の特許性の例外の「補償」として、既知の物質または組成物がそのような治療方法において初めて使用される場合は、それらは新規性があるとみなされる。拡大審判部はその審決⁹⁾において「第1医療用途」の新規性を拡張し、よって所謂「スイス・タイプ・クレーム」、すなわち特定の新規性があり、かつ進歩性のある治療に適用される薬品を製造するための物質または組成物の使用を対象とするクレームのように更なる医療用途を対象とするクレームを認めた。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

締約国の裁判所および特許庁の審判部¹⁰⁾は、法律を統一するため、大部分はこの審決に従った。しかしながら、フランスの最高裁は「第2医療用途」は特許を受けることはできないと判

断した。1999年に出された判決¹¹⁾では、英国の最高裁も、「スイス・タイプ・クレーム」の新規性に関してかなりの疑念を表明した。

現行の表現	EPC2000の表現
<p>EPC第54条</p> <p>(5) (1) から (4) までの規定は、第52条 (4) にいう方法において使用される物質または組成物であって技術水準に含まれるものの特許性を排除しない。ただし、同項の方法におけるその使用が技術水準に含まれないものであることを条件とする。</p>	<p>EPC第54条</p> <p>(4) (2) および (3) は、第53条 (c) にいう方法において使用される物質または組成物であって技術水準に含まれるものの特許性を排除しない。ただし、同項の方法におけるその使用が技術水準に含まれないものであることを条件とする。</p> <p>(5) (2) および (3) は、第53条 (c) にいう方法における特定の使用のための (4) にいう物質または組成物の特許性を排除しない。ただし、そのような使用は技術水準に含まれないことを条件とする。</p>

新EPC第54条(4)、(5)の組み合わせは、上述の法的不確実性を排除する。特に、新しく導入されたEPC第54条(5)は、薬品として既に知られている物質または組成物のさらなる新しい医療用途に対して目的に関連した生産物の保護を明らかに認める。さらなる用途に関する限り、この保護は現在のところ「スイス・タイプ・クレーム」により与えられるものと均等である。

医療方法における初めての使用に対する広い(包括的な)保護をそのような用途の発明者に与えることを規定する現行のEPC第54条(5)および新EPC第54条(4)とは異なり、新EPC第54条(5)は明白に特定の用途に限定される。そのため、第2またはさらなる医療用途に関してEPOにより展開された判例はこの新EPC第54条(5)で法定化されることになった。

これに関連して、EPC第54条の規定は新規性

の問題にのみ関係することに留意すべきである。よって、新EPC第54条(4)、(5)は物質保護の結果として生じる範囲の直接的または間接的な定義を含まない。

3. 6 「保護の範囲」：EPC第69条とその解釈に関するプロトコル

現行のEPC第69条(1)によると、欧州特許の保護の範囲はクレームの「文言」により決定される。EPCの3つの公用語での表現「Inhalt」, 「terms」, 「teneur」はその範囲において明らかでなく、全3つの公用語において同じ意味を有さない。1990年のWIPO「特許法条約の基本提案¹²⁾」に対応する第21条はこの特定の内容を含まず、「保護の範囲はクレームにより決定される」と定義する。EPC第69条の解釈に関するプロトコルを考慮すると、クレームの「文言」に言及することなしに済ますこともでき、よってEPC第69条はそれに応じて書き直された。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

また、新EPC第69条(2)は、公開された出願、すなわちEPC第93条に基づいて公開された欧州特許出願または新EPC第153条(3)または(4)に基づいて公開されたEuro-PCT出願、および新

しく導入された限定手続（新EPC第105a条およびそれに続く条項）および各国取消手続に言及する。

現行の表現	EPC2000の表現
<p>第69条</p> <p>(1) 欧州特許または欧州特許出願により与えられる保護の範囲は、クレームの文言によって決定される。ただし、明細書および図面はクレームを解釈するために用いられる。</p> <p>(2) 欧州特許の付与までの期間においては、欧州特許出願により与えられる保護の範囲は、第93条に基づく公開に含まれる最後に提出されたクレームによって決定される。ただし、異議申立手続きにおいて付与されまたは補正された欧州特許は、それによって当該保護が拡張されない限り欧州特許出願により与えられる保護を遡及的に決定する。</p>	<p>第69条</p> <p>(1) 欧州特許または欧州特許出願により与えられる保護の範囲は、クレーム [...] によって決定される。ただし、明細書および図面はクレームを解釈するために用いられる。</p> <p>(2) 欧州特許の付与までの期間においては、欧州特許出願により与えられる保護の範囲は、公開された出願に含まれる [...] クレームによって決定される。ただし、異議申立、限定または取消手続きにおいて付与されまたは補正された欧州特許は、それによって当該保護が拡張されない限り欧州特許出願により与えられる保護を遡及的に決定する。</p>

EPC第69条に基づく保護の範囲を補強し明確にするために、そして欧州におけるより一様な裁判プラクティスに貢献するために、解釈に関

するプロトコルは、保護の範囲の判断時における均等の重要性に関するさらなる規定をもって補われた。

現行の表現 プロトコル	新しい表現 プロトコル
<p>第69条は欧州特許により付与される特許の保護の範囲は、クレームに用いた言葉の厳格な文言上の意味によって規定されるものと理解されるべきものと、そして発明の説明および図面はクレームに見出される不明瞭さを解決するためにのみ採用されるものと、理解してはならない。それは、クレームはガイダンスとしてのみ役立つという意味でも、そして付与される実際の保護は、当業者による発明の説明および図面の考慮から特許権者が考えた</p>	<p>第1条 一般原則</p> <p>第69条は欧州特許により付与される特許の保護の範囲は、クレームに用いた言葉の厳格な文言上の意味によって規定されるものと理解されるべきものと、そして発明の説明および図面はクレームに見出される不明瞭さを解決するためにのみ採用されるものと理解してはならない。それは、クレームはガイダンスとしてのみ役立つという意味でも、そして付与される実際の保護は、当業者による発明の説明および図面の考慮から特許権者が考えたも</p>

ものに及び得るという意味でも、解釈されるべきではない。逆に、それは、これらの両極端の間にある、特許権者にとっての公正な保護と第三者にとっての合理的な程度の実質性を組み合わせた場合を規定しているものと解釈されるべきである。

ものに及び得るという意味でも、解釈されるべきではない。逆に、それは、これらの両極端の間にある、特許権者にとっての公正な保護と第三者にとっての合理的な程度の実質性を組み合わせた場合を規定しているものと解釈されるべきである。

第2条 均等

欧州特許により付与される保護の範囲を決定する目的で、クレームにおいて特定される要素に均等な如何なる要素も当然考慮されるべきである。

従って、プロトコルは均等論に関する明確な規定を含み、そのためEPC2000では、所謂「均等物」をはっきりと含むことによって欧州特許により与えられる保護の範囲は明確になり、補強された。

この関連で、ドイツの判例¹³⁾によれば、文言上の侵害が否定されると、ドイツ最高裁(Bundesgerichtshof, BGH)は均等による侵害を判断する際に原則的に3ステップ・アプローチを採択する。具体的に言うと、次の3要件が満たされる場合のみ均等論に基づいて特許発明が使用される。

1. 発明の基礎となる問題がその手段においては変更されてはいるが、客観的に見て同じ効果を持つ手段を用いて解決されている。
2. 当業者が自身の専門知識を用い、そして明細書および図面を考慮すれば、その変更された手段がクレームと同じ効果を持つことが確認ができればならない。
3. 加えて、構成の違う手段が特許による解決方法と均等論であると当業者が考える

ほど、クレームされた技術的な教えと近接していなければならない。

3番目の要件は最近ドイツ最高裁により、独立して証明されるべき均等論に基づく侵害の第3の必須要件であると強調された。

しかしながら、当業者のどの知識が想定されるべきか、すなわちどの時点での一般的知識が想定されるべきかに関して、判例法においては未だに結論が出されていない。これは、変更手段が優先日にはまだ存在しなかったという場合に特に重要である。

- ・優先日を基準に判断すると、それらの場合には、均等による侵害は無かったと判定される。
- ・侵害日を基準に判断すると、それらの場合には、均等による侵害があったと判定されるかもしれない。

これに関しては、旧ドイツ特許法の基に1938年に下された古い判決¹⁴⁾が存在するのみで、帝国裁判所は明細書中に明確に記載されたローラーのゴム被覆をMilopamTMプラスチックと置換した実施形態に対して侵害を判定した。この判

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

決において、帝国裁判所は当該特許の出願が行われた時にプラスチック材料Milopam™は入手可能でなかったことは重要でないと明確に述べた。

どの時点での当業者の技術的知識を想定するかという問題は、均等論においても意見が分かれている。一方では、特許法は優先権の原則に基づく。すなわち、あらゆるもの（例えば、特許性）が出願日または優先日に基づいて判定され、よって均等による侵害も出願日または優先日に基づいて判定するのが論理的である。他方では、出願時に基づいて均等を判定することは、EPC第69条のプロトコルに規定される「公正な保護」を特許権者から奪うことになるだろう。

当事務所は、均等は侵害時に判定されるべきであるという意見である。実際、機能的要件の場合、ドイツ最高裁¹⁵⁾は出願日または優先日に当業者が入手できたか否かには拘らず、所定の機能を発揮する全ての手段を検討に含めた。従って、出願日または優先日に未知であった要素に対して保護を与えることは、機能的特徴クレームの局面からは非論理的に思えるが、均等論に基づくとはそうではない。

上述の原則によると、1998年2月24日に下された日本の最高裁の「ボール・スプライン軸受け」判決（上告人：株式会社椿本精工，被上告人：テイエチケー株式会社）において認定された原則¹⁶⁾との図式的比較は次のようなものである。

表1 ボール・スプライン軸受判決とドイツ判例法の比較

日本の「ボール・スプライン軸受け」判決		ドイツの判例法
特許発明と異なる要素が、本質的な発明の要素でないこと。	≠	要素は必須の要素，必須でない要素に区別されない。クレームの全要素が考慮される。
たとえ異なる要素が置換されても，特許発明の目的が達成され，同様な効果が得られる。	≈	侵害形態は発明の目的とする問題を解決するのに適していなければならず，少なくともほぼ同じ結果をもたらさねばならない。
侵害時に…上記置換が当業者に容易であること。	?	決定的な要素は，当業者が自身の技術的知識を用いてクレームに記載される発明を検討すると，被疑形態において使用される代替手段に到達することができたか否かである。
	?	技術的知識の時点は（未だ）決定されていない。
置換技術が特許出願の時点で公知でもなく，更に，公知技術から容易でないこと。	≈	「フォルムシュタイン」の抗弁と同じ。
置換技術が特許手続中に意図的にクレームの範囲から除外された（包袋禁反言）というような特別な状況が存在しないこと。	≠	一般的な包袋禁反言はない 別の手続中における特許権者の宣言（権利放棄）は侵害手続において例外的に考慮される。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

3. 7 EPC第80条「出願日」

現行の表現	EPC2000の表現
<p>第80条 欧州特許出願の出願日は、出願人により提出された書類が次のものを含んでいると認定された日とする。</p> <p>(a) 欧州特許が求められる旨の表示 (b) 少なくとも1の締約国の指定 (c) 出願人を同定する情報 (d) 明細書およびクレームがこの条約の他の要件を満たしていないとしても第14条(1)および(2)にいう言語の1による明細書および1または2以上のクレーム</p>	<p>第80条 欧州特許出願の出願日は、施行規則に定められる要件が満たされた日とする。</p>

従って、第80条はもはや出願日を認定するための要件を掲げてない。これらの要件は、特許法条約2000(PLT)の第5条に定められる世界的標準を反映する施行規則(新EPC規則40を参照せよ)に移行される。EPOは特許法条約の締約国になる意向があり、その場合この標準に拘束されることになる。

新EPC規則40は、PLT第5条を全て反映しており、PLT第5条は、締約国は特許庁が次のものを受領する日を出願日と認定しなければならないと記載している。

- ・特許が求められる旨の表示
- ・出願人を同定または出願人との連絡を可能とする情報
- ・明細書、ただし明細書は如何なる言語で書かれていてもよい

更に、PLT第5条は特に出願の一部の提出物の受領が遅れた場合に新しい出願日を与える可能性に関する多くの詳細を含み、電子出願に関してはPLT規則に言及する。よって、出願日を認定するEPC規則を施行規則に統合するのは適切であると考えられた。

従って、EPC2000の新規則(特に新EPC規則40)によると、英語、ドイツ語、フランス語の公用語以外の言語、例えば日本語で欧州特許出願を行うことが可能になる(本論文の下の4.1項での改正EPC第14条に関する議論も参照のこと)。

3. 8 EPC第87条「優先権」

EPC第87条は優先権に関する。TRIPs第2条に基づいて、EPC第87条はWTO加盟国においてなされた最先の出願にまで拡張された。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

現行の表現	EPC2000の表現
<p>第87条 (1) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国において、または当該同盟国について特許出願、実用新案出願、実用証出願若しくは発明者証出願を正規に出願した者またはその権利承継人は、同一の発明について欧州特許出願をするに際して最先の出願の出願日から12ヶ月の間優先権を享受する。</p>	<p>第87条 (1) (a) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国 (b) 世界貿易機関の同盟国 において、または当該同盟国について特許出願、実用新案出願、若しくは実用証の出願[...]を正規に出願した者またはその権利承継人は、同一の発明について欧州特許出願をするに際して最先の出願の出願日から12ヶ月の間優先権を享受する。</p>

従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国であるか否かに拘らずWTO同盟国での優先権を有効に主張することが可能になる(例えば、現在のところWTO同盟国ではあるが、パリ条約の同盟国ではないタイでのタイ特許出願の優先権を主張することが可能になる)。

注 記

- 1) 1991年12月17日のEPC第63条を改定する法律は1997年7月4日に発効された(OJ EPO 1992, 1 seq.)。
- 2) 欧州特許庁の2005年年次報告書を参照。
- 3) ウルグアイで1986年9月に開始された交渉(GATTのウルグアイ・ラウンド)の後モロッコで1994年4月15日に「世界貿易機構を確立する合意」の枠内で調印された。
- 4) ジュネーブでの2000年6月1日の外交会議において採択された。
- 5) EPC2000のテキスト及び新施行規則に関しては、www.epc2000.euで参照できる。
- 6) 管理理事会は、EPC第33条(1) c)によって施行規則を修正する権限を持つ。
- 7) すなわち、後願欧州特許出願の出願日または優先日以前の出願日または優先日を持ち、後願出願の優先日または出願日以降に公開された欧州特許出願。
- 8) 金に関する規則2(3)

- 9) G1/83, OJ EPO 1985, 60「第2医療用途/BAYER」; G5/83, OJ EPO 1985, 64「第2医療用途/EISAI」; G6/83, OJ EPO 1985, 67「第2医療用途/PHARMUKA」; 1984年5月30日のスイス特許庁からの法的助言, OJ EPO 1984, 581
- 10) 例えば、英国最高裁を参照。OJ EPO 1986, 175, 「第2医療用途/WYETHおよびSCHERING」; オランダ特許庁の審判部, OJ EPO 1988, 405, 「第2医療用途/NL」; スウェーデン特許控訴裁判所, OJ EPO 1988, 198, 「Hydropyridine/SE」; フランス最高裁, OJ EPO 1995, 252, 「Alfuzosine」。ドイツ最高裁(BGH)によると、第2治療用途用の「物質の使用」の特許性を認める。BGH GRUR 1983, 729「Hydropyridin」を参照。
- 11) 英国最高裁, [1999] R.P.C. 253, Bristol-Myers Squibb Co. v. Baker Norton Pharmaceuticals Inc.
- 12) Ind. Prop. 1991, 118に公開された1990年12月12日付のWIPO書類PLT/DC/3
- 13) より詳しくは当所の論文「ドイツにおける均等論」を参照。
- 14) GRUR 1938, 706 seq. 「Milopam」, 707頁を参照。
- 15) 1992 IIC 387 seq. 389頁を参照
- 16) 「保護の範囲を扱う上での均等の役割と審査手続過程」に関する日本の団体が発表したAIPPI報告Q175 <http://www.aippi.org>

(原稿受領日 2007年2月20日)